平成17年度における大気汚染の状況について

I 平成17年度大気汚染状況について

大気汚染防止法に基づき、地方公共団体は、大気の汚染の状況を常時監視し、その結果を環境省に報告することが定められている。環境省では、その結果を取りまとめ、毎年度公表している。平成17年度の大気汚染状況の概要は次のとおり。

- 1. 二酸化窒素 (NO_2) については、一般局では近年ほとんど全ての測定局で環境基準を達成している。また、自排局でも 9 1. 3%の達成率となっており、 4 年連続して改善の傾向にある。
- 2. 浮遊粒子状物質(SPM)については、平成16年度に比べ、環境基準達成率がやや低下したものの、一般局で96.4%、自排局で93.7%となっている。
- 3. しかしながら、NO₂、SPMとも大都市圏を中心に、局地的には依然として達成率が不十分な地域がある。また、光化学オキシダントについては、環境基準達成率が依然として極めて低い状況となっているが、注意報発令日数は、平成16年度よりわずかに減少した。
- 4. 環境省としては、大気汚染に係る環境基準の達成・維持に向け、工場・事業場の排出ガス対策、自動車排出ガス対策、低公害車の普及等を引き続き総合的に推進することとしているが、とりわけ、大都市圏におけるNOX・PM法に基づく対策の一層の充実を図るとともに、揮発性有機化合物(VOC)対策を積極的に推進することとしている。

【測定物質別の状況】

1 二酸化窒素(NO₂)

環境基準の達成率の推移は、図1のとおり。

また、年平均値の推移については、一般局ではほぼ横ばいであり、自排局ではゆるやかな改善傾向がみられる(図2)。

2 浮遊粒子状物質(SPM)

環境基準の達成率の推移は、図3のとおり。

一方、年平均値の推移については、近年ゆるやかな改善傾向がみられる(図4)。

3 光化学オキシダント(Ox)

環境基準達成率は、一般局で 0.3%、自排局で 0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている (平成 16 年度は、一般局と自排局合わせて 0.2%)。

また、光化学オキシダント注意報等発令日数は、185日(平成16年度は、189日)。

4 二酸化硫黄(SO₂)

環境基準達成率は、一般局で 99.7%、自排局で 100%であり、近年ほとんど全ての測定局で 環境基準を達成している。

5 一酸化炭素(CO)

全ての測定局で環境基準を達成している。

- * 測定局数は、全国で2,066局(平成17年度末現在)。
 - ・ 一般環境大気測定局(一般局:住宅地等が対象) 1,619局
 - ・ 自動車排出ガス測定局(自排局:道路沿道が対象) 447局

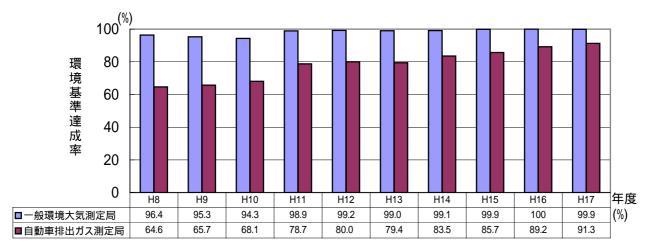
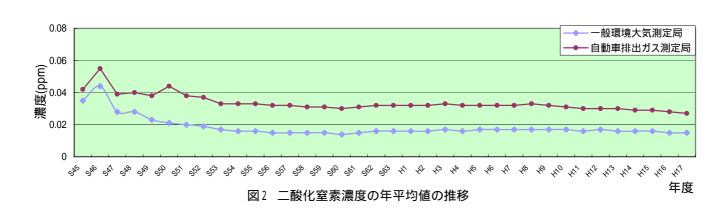
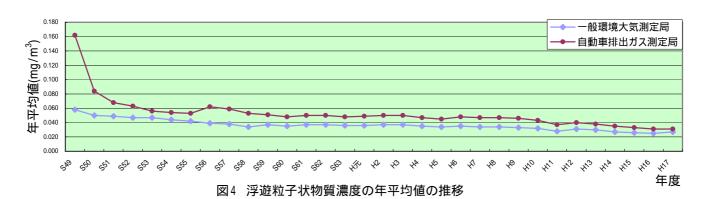


図1 二酸化窒素の環境基準達成率の推移



100(%) 環境基準達成 80 60 40 率 20 0 年度 Н8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 69.8 61.9 67.3 90.1 84.4 66.6 52.5 92.8 98.5 96.4 ■一般環境大気測定局 (%) 42.4 34.0 35.7 76.2 66.1 77.2 96.1 93.7 ■自動車排出ガス測定局 47.0 34.3

図3 浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



Ⅱ 平成17年度有害大気汚染物質モニタリング調査の結果について

大気汚染防止法に基づき、地方公共団体では有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを実施しているが、今般、平成17年度の調査結果について、環境省の調査結果と併せて 取りまとめた。

調査は19物質を対象としているが、大気中の濃度は、概ね横ばい又は改善傾向にある。

1. 環境基準が設定されている物質(4物質)

物質名	地点数	環境基準	平均值	濃度範囲
		超過割合		
ベンゼン	458	3.9[5.5] %	1.7 $\mu \text{ g/m}^3$	0.47 \sim 3.7 μ g/m ³
トリクロロエチレン	406	0[0]%	0.75 $\mu \text{ g/m}^3$	0.0045 \sim 15 μ g/m ³
テトラクロロエチレン	405	0[0]%	0.28 $\mu \text{ g/m}^3$	0.0040 \sim 2.5 μ g/m ³
ジクロロメタン	406	0[0]%	2.1 $\mu \text{ g/m}^3$	0.11 \sim 22 μ g/m ³

- (注)環境基準超過割合の[]値は平成16年度の数値である。
- 〇 ベンゼンは、環境基準超過地点の割合は 3.9%に改善(平成 16 年度: 5.5%) しており、平均濃度も改善傾向にある。その他の物質は、全ての地点で環境基準を満たしていた。
- 2. 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている物質(4物質)

物質名	地点数	指針値	平均值	濃度範囲
		超過割合		
アクリロニトリル	386	0[0]%	0.10 $\mu \text{ g/m}^3$	0.0075 \sim 2.0 μ g/m ³
塩化ビニルモノマー	378	0[0]%	0.069 μ g/m ³	0.0017 \sim 2.4 μ g/m ³
水銀及びその化合物	320	0[0]%	2.3 ngHg/m^3	$0.69 \sim 5.0 \text{ ngHg/m}^3$
ニッケル化合物	318	0.9[1.8] %	5.3 ngNi/m³	$0.90\sim38$ ngNi/m ³

- (注) 指針値超過割合の[]値は平成16年度の数値である。
- ニッケル化合物は、指針値超過地点の割合は0.9%に改善(平成16年度:1.8%) しており、平均濃度も改善傾向にある。
- その他の物質は、全ての地点で指針値を満たしていた。
- 3. 環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質(11物質)
 - 全体的に低下傾向又は横ばいである。

4. 今後の対応

○ これまで、ベンゼン、トリクロロエチレン等 12 物質については、環境省及び経済産業省が策定した「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」に基づき、平成 15 年度を目標年度とする事業者団体ごと全国単位の自主的な排出削減計画を策定し対応が進められてきた。またベンゼンについては、固定発生源が相当程度寄与して高濃度となっている 5 地域を対象として、地域単位の自主的な排出抑制の取組を促進してきた。

平成17年6月に中央環境審議会において平成15年度までの結果を整理・評価した結果、これまでのように業界単位等での削減取組を実施するのではなく、自主管理計画を通じて確立された枠組み等を活用し、個別事業者のそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑制や地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組へ移行することが適当である、という結論が得られた。

○ 上記を踏まえ、環境省においては、今後とも、PRTRデータ及び有害大気汚染物質モニタリング結果等により、排出量や大気環境濃度等を継続的に検証・評価し、地方公共団体との連携のもと、有害大気汚染物質対策を推進していくこととしている。